

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第64号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年3月10日 08時30分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島西岸 男鹿島灯台から真方位297° 2,100m付近 (概位 北緯34° 40.0′ 東経134° 33.8′)
事故等調査の経過	平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船兼貨物船 第65天神丸、997トン
船舶番号、船舶所有者等	134205、天神海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、推進器翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、男鹿島西岸の碎石場岸壁において、船首約2.0m、船尾約4.0mの喫水で船長が操船して着岸作業中、平成25年3月10日08時30分ごろ浅所に乗り揚げた。 本船は、浸水等はなく、航行に支障がなかったため、着岸作業を継続した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約106cm（家島）
その他の事項	船長は、岸壁付近に浅所があることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、男鹿島西岸で着岸作業中、岸壁付近の浅所に接近したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島西岸で着岸作業中、岸壁付近の浅所に接近したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する場所では、浅所へ近づき過ぎないように注意すること。